

ゴム市場管理細則

ゴム市場管理細則

(目的)

第1条 本細則は、業務規程第3条第1項の規定に基づき、ゴム市場の管理に関し必要な事項について規定する。

(取引参加者の建玉数量の制限)

第2条 当社は、業務規程第30条第1項の規定に基づき、取引参加者の自己の計算による建玉数量について、売建玉又は買建玉のそれぞれにつき次に掲げる制限を設ける。

当月限	翌月限	合計
300枚	600枚	10,000枚

(毎月第1営業日の時点で該当する限月の建玉数量の制限を当該月の最終営業日まで適用する。以下同じ。)

2 前項に定める取引参加者の建玉数量は、次に掲げる者に取引の委託、取引の依頼又は取引の委託の取次ぎを委託した建玉数量を合算したものとする。

- (1) 受託取引参加者
- (2) 遠隔地仲介取引参加者
- (3) 取次者
- (4) 外国商品先物取引業者

(委託者及び海外顧客の建玉数量の制限)

第3条 当社は、業務規程第30条第2項の規定に基づき、委託者及び海外顧客の建玉数量について、売建玉又は買建玉のそれぞれにつき次に掲げる制限を設ける。この場合において、受託取引参加者又は遠隔地仲介取引参加者は、当該委託者又は海外顧客を当業者、投資信託等（投資信託等の要件に関する要領に定めるものに限る。以下同じ。）、準取引参加者、マーケット・メーカー（当社が認めたものに限る。以下同じ。）又はそれ以外の者に区分して管理しなければならない。

	当月限	翌月限	合計
当業者、投資信託等、準取引参加者及びマーケット・メーカー以外	200枚	600枚	10,000枚
当業者、投資信託等、準取引参加者及びマーケット・メーカー	300枚	600枚	10,000枚

2 前項に定める委託者及び海外顧客の建玉数量は、次に掲げる者に取引の委託、取引の依頼又は取引の委託の取次ぎを委託した建玉数量を合算したものとする。

- (1) 受託取引参加者
- (2) 遠隔地仲介取引参加者
- (3) 取次者
- (4) 外国商品先物取引業者

3 当社は、委託者又は海外顧客の計算において、次に掲げる建玉は、同一人が行ったものとみなし、同一人の建玉として取扱う。

- (1) 別口座、仮名等によって行われた建玉
- (2) 直接又は間接に支配する者によって行われた建玉
- (3) 2人以上の明示又は暗黙の了解のもとで行われた建玉

(現受玉の特例加算)

第4条 当社は、市場の状況等を勘案し必要と認めたときは、取引参加者、委託者及び海外顧客が現受けし、現に手持ちしている数量を当月限、翌月限又は各限月合計の買建玉に合算することができる。

(取引参加者の建玉数量の制限超過時の措置)

第5条 取引参加者は、前条の規定により第2条に定める建玉数量を超えることとなった場合、可及的速やかに当該建玉数量以内に縮減しなければならない。この場合において、当該取引参加者は、当該建玉数量以内に縮減するまで全限月について新規の建玉をすることができない。

2 取引参加者（業務規程第6条第1項に定める取引参加者をいう。以下第10条において同じ。）は、業務規程第73条第2項及び第3項の規定に基づき、違約処理を行うための売買取引により第2条に定める建玉数量を超えることとなった場合、速やかに当該建玉数量以内に縮減しなければならない。

(委託者及び海外顧客の建玉数量の制限超過時の措置)

第6条 当社は、委託者又は海外顧客の建玉数量が、第3条に定める建玉数量を超えていると認めた場合、受託取引参加者又は遠隔地仲介取引参加者にその旨を通知する。この場合において、当該受託取引参加者又は遠隔地仲介取引参加者は、当該委託者又は海外顧客をして可及的速やかに当該建玉数量以内に縮減させるものとする。

2 受託取引参加者又は遠隔地仲介取引参加者は、委託者又は海外顧客の建玉数量が既存限月の繰越しによって第3条に定める建玉数量を超えることとなった場合、当該超過玉について、第3営業日の日中立会終了時までには処分しなければならない。この場合において、当該委託者又は海外顧客は、当該建玉数量以内に縮減するまで全限月について新規の建玉をすることができない。

3 受託取引参加者又は遠隔地仲介取引参加者は、委託者又は海外顧客の建玉数量が第4条の規定により第3条に定める建玉数量を超えることとなった場合、当該委託者又は海

外顧客をして可及的速やかに当該建玉数量以内に縮減させるものとする。この場合において、当該委託者又は海外顧客は、当該建玉数量以内に縮減するまで全限月について新規の建玉をすることができない。

(建玉数量の制限の特例措置)

第7条 取次者又は外国商品先物取引業者（以下「取次者等」という。）は、受託取引参加者又は遠隔地仲介取引参加者を通じて、別に定める誓約書を当社に提出し、当社が適当と認めたときは、当該取次者等に取引の委託の取次ぎを委託した者又は取引を依頼した者（以下「取次委託者等」という。）のそれぞれに対し、取引参加者にあつては第2条、取次委託者等にあつては第3条に定める建玉数量の制限を適用することができる（以下「特例措置」という。）。

- 2 特例措置の適用を受けた取次者等は、第10条に定める建玉等の報告を行わなければならない。
- 3 当社は、次の各号の一に該当したときは、第1項に定める特例措置を解除することができる。この場合において、取次者等は、速やかに当社が指示した建玉数量以内に縮減しなければならない。
 - (1) 建玉等の報告を適正に行わないとき
 - (2) 建玉数量の制限の特例措置に係る取扱要領に定める事項を遵守しないとき
 - (3) 誓約書に記載する事項を遵守しないとき
 - (4) 市場の状況等を勘案し当社が必要と認めたとき
- 4 当社が前項の措置を講じた場合、取次者等及び取次委託者等は当社に対し異議を申し立てることができない。
- 5 本細則に定めるもののほか、特例措置に関し必要な事項は、建玉数量の制限の特例措置に係る取扱要領をもって定める。

(ヘッジ玉)

- 第8条** 取引参加者（業務規程第6条第1項に定める取引参加者をいう。）は、当該取引参加者の当社の市場における自己の計算による取引又は取引参加者若しくは委託者等（委託者、海外顧客又は特例措置の適用を受けた取次者等の取次委託者等をいう。以下同じ。）から委託を受けた建玉につき、別に定める申請書を当社に提出し、当社が適当と認めたときは、当該取引参加者にあつては第2条に定める建玉数量を、当該委託者等にあつては第3条に定める建玉数量を超えて当社が認めた建玉数量まで、ヘッジ玉（ゴム市場ヘッジ玉取扱要領に定める現物商品等の取引等によって生じる価格変動リスクを回避又は軽減することを目的とする建玉のことをいう。以下同じ。）として建玉することができる。
- 2 前項に定める当社の承認を受けた取引参加者及び委託者等は、ヘッジ玉の対象とする現物商品等の取引等を履行又は解消したときは、速やかにヘッジ玉を縮減しなければならない。

- 3 当社は、次の各号の一に該当したときは、第1項の承認の全部又は一部を制限することができる。この場合において、取引参加者及び委託者等は、速やかに当社が指示した建玉数量以内に縮減しなければならない。
- (1) ゴム市場ヘッジ玉取扱要領に定める事項を遵守しないとき
 - (2) 市場の状況等を勘案し当社が必要と認めたとき
- 4 当社が前項の措置を講じた場合、取引参加者及び委託者等は当社に対し異議を申し立てることができない。
- 5 本細則に定めるもののほか、ヘッジ玉に関し必要な事項は、ゴム市場ヘッジ玉取扱要領をもって定める。

(取引受渡証拠金)

- 第8条の2** 取引参加者が申告受渡を行う場合にあつては、当該取引参加者（当該取引参加者が非清算参加者である場合は、当該取引参加者の指定清算参加者とする。）は、受渡値段に受渡単位の倍率を乗じて得た金額の100分の10に相当する額を取引受渡証拠金として、当該申告受渡決定日の翌営業日正午までに清算機構に預託しなければならない。
- 2 前項に定める取引受渡証拠金は、次の各号に掲げる日から預託を要しない。
- (1) 渡方にあつては、受渡日
 - (2) 受方にあつては、ゴム申告受渡実施要領に定める受渡代金等を当社に差し出した日

(特例受渡の適用)

- 第9条** 業務規程第49条第2項の本細則に定める場合とは、次の各号の一に該当する場合をいう。
- (1) 当月限又は翌月限の帳入値段が、それぞれに隣接する限月の帳入値段に比し、2営業日連続して10円以上の逆鞘となった場合
 - (2) 当月限又は翌月限の帳入値段が、産地現物市場からの輸入価格に比し、5営業日連続して5%以上の上鞘であると当社が認めた場合
 - (3) 当月限又は翌月限の取組高が、当月限にあつては15,000枚以上、翌月限にあつては25,000枚以上となった場合
 - (4) その他当社が必要と認めた場合

(建玉等の報告)

- 第10条** 取引参加者及び特例措置の適用を受けた取次者等は、各営業日の日中立会終了時の建玉数量が売建玉又は買建玉のそれぞれにつき次の各号の一に該当する場合、別に定める様式により、それぞれ全限月の建玉についてその翌営業日（ただし、遠隔地市場取引参加者、遠隔地仲介取引参加者及び特例措置の適用を受けた外国商品先物取引業者にあつては翌々営業日）までに当社に報告しなければならない。
- (1) 自己の計算による総建玉数が600枚を超える場合

- (2) 自己の計算による1限月の建玉が50枚を超える場合
 - (3) 委託者等の計算による1限月の建玉（仮名、別口座による建玉があるときは合算する。）が50枚を超える場合
 - (4) その他当社が別に指示する場合
- 2 取引参加者は、1の計算区域における取引及び当該計算区域の取引終了時における建玉を、当社が定めるところにより報告しなければならない。
- 3 非居住者から委託を受けた取引参加者は、毎月、前々月最終営業日の夜間立会から前月最終営業日の日中立会終了までの取引及び当該日中立会終了時の建玉の状況を、当社が定めるところにより報告しなければならない。
- 4 当社は、取引参加者及び特例措置の適用を受けた取次者等に対し、必要と認めるときは、受渡予定玉（両建玉を含む。）を報告させることができる。
- 5 当社は、取引参加者及び取次者等に対し、特に必要と認めるときは、委託者、海外顧客又は取次委託者等別の建玉その他当社が必要と認めた事項について報告させることができる。

（臨機の措置）

第11条 当社は、市場の状況等を勘案し必要と認めるときは、本細則以外の措置を講じることができる。

（改廃）

第12条 本細則の改廃は、代表執行役社長の決裁をもって行う。

附則

第1条 本細則は、平成26年3月31日に施行する。

第2条 施行日前のゴム市場管理細則は、これを廃止する。

第3条 施行日前のゴム市場管理細則に基づいてなされた事項は、施行日においてこの細則の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

第4条 平成26年9月限以前の各限月における取引参加者の自己玉に係る繰越玉の取扱い及び受託取引参加者の自己玉に係る10%加算については、なお従前の例による。

附則

第1条 第10条（建玉等の報告）の変更規定は、平成28年9月20日に施行する。

第2条 前条の規定にかかわらず、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、前条に定める施行日に施行することが適当でないと当社が認める場合には、当該日以後の当社が定める日から施行する。

附則

第2条（取引参加者の建玉数量の制限）、第3条（委託者及び海外顧客の建玉数量の制限）、第5条（取引参加者の建玉数量の制限超過時の措置）、第8条（ヘッジ玉）及び第10条（建玉等の報告）の変更規定は、平成28年10月31日に施行する。

附則

第3条（委託者及び海外顧客の建玉数量の制限）の変更規定は、平成29年7月26日に施行する。

附則

第8条の2（取引受渡証拠金）の新設規定は、平成30年1月1日に施行する。